

令和8年度振興局地域づくり支援事業の募集について【事業概要】

(募集に関する重要なお知らせ)

審査会において、提出者から事業内容の説明をしていただく必要があります。詳しくは、6 審査会をご覧ください。

審査会 令和8年3月24日(火)

1 趣旨

地域の資源や特色を生かした個性豊かで活力ある地域づくりを推進するため、市町村や民間の団体等が行う地域づくりの取組に対し、振興局が補助金を交付するとともに広域的な地域づくりを伴奏支援する。

2 補助対象者、補助対象事業、補助期間、補助率、補助限度額及び補助対象経費

令和9年3月31日までに完了する事業で、下記のとおりとします

振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱別表第1(第2関係)

補助対象者	補助対象事業	補助期間	補助率	補助限度額
1 市町村	(1) 地域文化育成事業	補助金の交付決定があつた日から	補助対象経費の2分の1以内。	100万円
2 一部事務組合	(2) 地域資源活用事業	当該年度の3月31日	ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	
3 広域市町村圏協議会	(3) 地域交流事業			
4 広域連合	(4) UJIターン促進事業			
5 複数市町村等で構成される団体(等には県、民間団体を含む)	(5) 地域情報化推進事業 (6) ひとつづくり推進事業 (7) 観光振興事業 (8) 子育て支援事業 (9) 住民福祉の増進や地域の活性化等、知事が特に必要と認める事業			
6 和歌山県に本拠を持ち県内で活動する団体(市町村や企業、第三セクターが参加している場合も可。)				

振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱別表第2(第2関係)

経費区分	内容例
1 報酬・謝金・旅費・交通費	外部講師及びイベントスタッフへの報酬、謝金、賃金、招へい及び視察に係る旅費、交通費、宿泊費等
2 需用費・原材料費	消耗品費、印刷製本費、食糧費、イベント開催に係る資材費等
3 役務費・使用料・賃借料	通信運搬費、広告料、手数料、保険料、会場使用料、什器レンタル料等
4 委託料	会場設営等委託費、デザイン委託費、イベント運営委託費等
5 備品購入費	事業の実施に直接必要となる最小限度の備品 ※備品購入費は、当該表の1~4及び6の合計額の1/9を上限 (補助対象経費の1/10)
6 その他	上記以外で特に必要と認められる経費

※申請者又は団体の役員が、和歌山県暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合は、対象外
※「補助対象事業」の詳細は、「振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱取扱要領」2(1)のとおり

振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱取扱要領2(1)

(1) 補助対象事業

ア 地域文化育成事業

地域伝統文化の保存・継承並びに新しい文化の創出・定着事業

イ 地域資源活用事業

自然・歴史・文化等の地域固有の資源を活用した、個性的で魅力のある地域づくり活動や
地域外への情報発信等を行う事業

ウ 地域交流事業

交流人口の増加を図るためのイベントや住民参加型イベントを実施する事業

エ UJIターン促進事業

若者のUJIターンを促進するための事業

オ 地域情報化推進事業

地域住民を対象とした情報化推進事業

カ ひとつづくり推進事業

地域づくりリーダーの養成や観光語り部の育成などの人材育成事業

キ 観光振興事業

観光地の魅力アップや観光客の利便性向上につながる事業

ク 子育て支援事業

子育てやこどもの健やかな育ちの支援につながる事業

ケ 住民福祉の増進や地域の活性化等地域振興を図るために知事が特に必要と認める事業

3 対象外となるもの

(1) 対象外事業

- ア 県の他の補助金の交付を受けている事業
- イ 施設整備等のハード事業
- ウ 補助対象経費が10万円未満の事業

(2) 対象外経費

- ア 各種団体や施設等に係る運営経費については、補助対象とならない。
- イ 団体構成員に対する人件費、団体構成員が講師を務める謝礼金は、補助対象とならない。

(3) 控除財源

「振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱第2 別表第1欄第1号から第4号」までの補助対象者にあっては、補助対象経費から補助対象事業の実施に伴い充当される分担金、負担金、補助金及び指定寄付金を控除する。

4 スケジュール

- ・**募集開始**: 令和8年2月2日(月)から
- ・**採択要望書の提出締切**: 令和8年3月3日(火)17時必着
- ・**審査会(プレゼンテーション)**: 令和8年3月24日(火)
- ・**審査結果の通知**: 審査会の翌日以降(令和8年3月中)
- ・**補助金交付申請**: 審査結果の通知日以降(採択事業のみ)
- ・**補助金交付決定**: 令和8年4月1日以降

5 採択要望書の提出について

(1) 受付期間 令和8年2月2日(月)から3月3日(火)

なお、受付期間最終日については、いずれの提出方法も17時00分必着とします。

(2) 提出方法

持参、郵送又はメールのいずれかとします。
但し、持参、郵送の場合も電子データの提出を併せてお願いします。

(3) 提出書類

- ①採択要望書
- ②事業計画書(別記第1号様式)
- ③収支予算書(別記第2号様式)
- ④役員等に関する名簿(別記第3号様式)
 - ・法人の場合は、役員全員について記載すること。
 - ・普通地方公共団体以外の法人については、役員等の氏名を確認するための登記事項証明書又は定款等の写しのいずれかを添付すること。
 - ・その他の団体については、団体代表者について記載し、規約、会則の写しを添付
- ⑤団体概要書
- ⑥その他参考資料(任意)
 - ・採択要望事業に係る企画書等

⑦提出書類チェックシート

※上記①～⑤及び⑦は必ず日高振興局HPに掲載する指定様式を使用すること。

また、控えは各自保持しておくこと。

(4) 提出先

日高振興局 地域づくり部 地域づくり課

(〒644-0011 御坊市湯川町財部651)

Email hirai_k0018@pref.wakayama.lg.jp

6 審査会

(1) 審査方法

採択要望書の提出者によるプレゼンテーション方式での審査を実施します。

(2) プrezentation審査

ア 審査日 令和8年3月24日(火)

イ 開催場所 日高振興局2階 小会議室

ウ 審査時間 プrezentation 10分

質疑応答 15分

※但し、採択要望書の提出数により審査時間を変更する場合がございます。

エ プrezentation審査の方法

5(3)記載の提出書類に基づき説明をお願いします。

なお、当日に補足資料を配布する場合は、提出者側で提出用に6部準備してください。

オ 注意事項

①プレゼンテーション審査の順番は原則として採択要望書の受付順とする。

②プレゼンテーション審査の参加人数は、1事業者あたり3名までとする。

③採択要望書の提出者は、他のプレゼンテーション審査を傍聴することはできない。

④プレゼンテーション審査に出席できない場合は、不採択とする。

(3) 審査員

有識者3名

7 審査結果の通知等について

補助事業の要望採択については、「和歌山県補助金等交付規則」、「振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱」、「同取扱要領」等に基づき審査会にて決定します。審査結果(採択、不採択)については、書面で通知します。

8 留意事項

- (1)本事業の募集は、令和8年度当初予算における予算措置を前提としています。予算の成立状況によっては、募集の中止、募集内容の変更を行うことがあります。
- (2)実施事業は、他の地域振興事業の参考となるため、実施結果を日高振興局 HP 等で、公表する場合があります。

問合せ先
日高振興局 地域づくり部 地域づくり課 平井
〒644-0011 御坊市湯川町財部 651
TEL 0738-24-2928 FAX 0738-24-3312
Email hirai_k0018@pref.wakayama.lg.jp